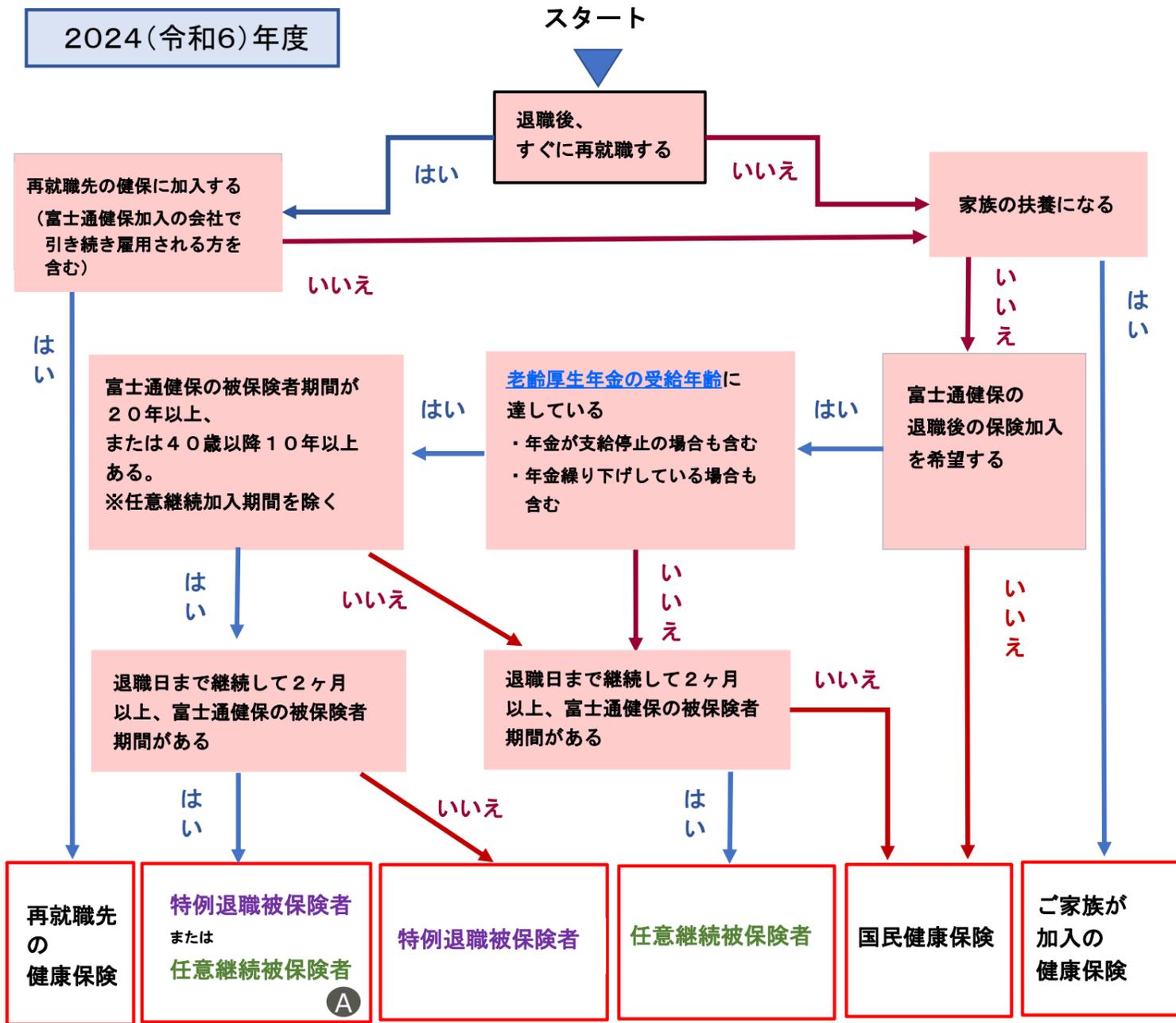


退職後に加入できる健康保険について



※特例退職被保険者制度は、上記に加え日本国内に住民登録していることが条件です。



A 特例退職被保険者と任意継続被保険者の加入資格のある場合の選択について

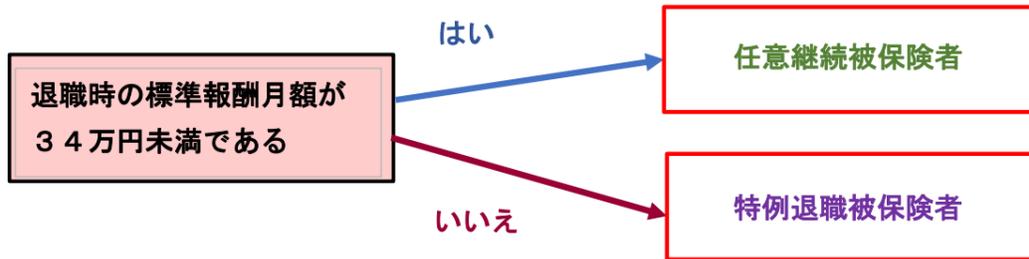
◎退職時の標準報酬月額と特例退職の標準報酬月額との比較

◎特例退職と任意継続の標準報酬月額の算定方法が異なります。

- ・特例退職者の標準報酬月額 2024(令和6)年度は34万円(全員一律)
- ・任意継続者の標準報酬月額
 1. 退職時の標準報酬月額
 2. 前年度9月末の富士通健保全被保険者の平均標準報酬月額(47万円)
 上記、1. 2.のいずれか低い方になります。

上記のとおり、標準報酬月額は保険料算定の基礎となるため、退職時の標準報酬月額が特例退職の標準報酬月額より低い場合は、任意継続に加入した方が、保険料を軽減することができます。

任意継続に2年加入後、特例退職に加入する場合は、改めて特例退職の資格取得手続きが必要です。



◎退職時の傷病手当金の受給状況

- ◎傷病手当金・傷病手当金付加金、出産手当金・出産手当金付加金を除き、在職時と同じ給付が受けられます。ただし、任意継続の加入の場合、喪失後の保険給付として在職中の被保険者期間が1年以上あった方に対して、傷病手当金・出産手当金が支給される場合があります。特例退職に加入した場合は、傷病手当金は支給されません。